

「シュープロ」参加規約

第1条 名称

プロジェクトの名称を「シュープロ」（以下「本プロジェクト」という。）とする。

第2条 目的

本プロジェクトは、運動・スポーツの習慣化及び実施率の向上といった社会課題に対し、靴（シューズ）を起点とした取組を推進することを目的とする。

本プロジェクトの趣旨に賛同する個人、企業、団体、地方公共団体、スポーツ団体、経済団体等、多様な主体が「動く」日常を自然と増やし、毎日の活動をよりアクティブなものにすることで、運動・スポーツの実施促進、健康増進及びウェルビーイングの向上につなげていくことを目指す。

第3条 参加団体

本プロジェクトの参加団体は、本プロジェクトの趣旨及び目的に賛同し、本規約に同意した上で、第5条に定める手続により参加承認を受けた法人、団体、地方公共団体その他の組織（以下「団体等」という。）とする。

2 参加団体は、本プロジェクトの目的達成に向けて取り組み、本プロジェクトの普及促進及び情報発信に協力するものとする。

第4条 活動内容

本プロジェクトでは、第2条の目的を達するために次に掲げる活動を推進する。

- （1）職場等における動きやすい靴での勤務の推奨
- （2）運動・スポーツ実施機会の創出及び促進
- （3）職場、地域及び日常生活における身体活動の促進
- （4）健康増進及びウェルビーイング向上に資する取組
- （5）シュープロの普及啓発及び情報発信
- （6）その他、本プロジェクトの目的達成に必要な活動

第5条 参加手続き

本プロジェクトへの参加を希望する団体等は、所定の申込方法により参加申請を行い、事務局の承認を受けるものとする。承認の基準は別に定めるところによる。

2 参加承認を受けた団体等は、シュープロロゴを使用することができる。

3 事務局は、参加団体名及び参加団体から提供されたロゴマーク等を公表することができる。ただし、参加団体が公表を希望しない場合はこの限りでない。

第6条 会費

本プロジェクトへの参加費は無料とする。

第7条 参加資格の喪失

本プロジェクトの参加団体は、事務局への届出により、いつでも参加を終了することができる。

2 本プロジェクトの参加団体が次の各号のいずれかに該当する場合、事務局は参加承認を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽があった場合
- (2) 本プロジェクトの目的又は趣旨に明らかに反するような行為を行ったと認められる場合
- (3) ロゴ等を不適切に使用した場合
- (4) 法令又は公序良俗に反する行為をしたと認められる場合
- (5) 反社会的勢力との関係が判明した場合
- (6) 本規約に違反した場合
- (7) その他、事務局が参加継続を不相当と認めた場合

第8条 事務局

本プロジェクトの事務局は、スポーツ庁が指定する部署又は委託する事業者に置く。

第9条 規約の変更

事務局は、本プロジェクトの運営上必要がある場合、本規約を変更することができる。

2 規約を変更した場合は、事務局が適当と認める方法により参加団体へ周知する。

付則 この規約は、令和8年7月22日より施行する。

シュープロ参加のための承認基準

シュープロ参加規約第5条第1項に定める「シュープロ」（以下「本プロジェクト」という。）に参加するための承認基準等を以下のとおり定める。

第1条 本プロジェクトへの加盟を希望する団体は、所定の申請様式に必要事項を記載した上で、参加の希望を表明するものとする。

第2条 事務局は、本プロジェクトへの加盟を希望した団体が次のいずれにも該当する場合に限り、加盟の承認を行うものとする。

（1）本プロジェクトの趣旨に賛同し、本プロジェクトの参加規約等の規定に同意した上で、参加を希望し申請した団体であること。

（2）当該団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。又は団体の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

（3）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していないこと。

（5）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

（6）本プロジェクトの参加を承認すべきでないと認める特段の事情がないこと。

第3条 本プロジェクトへの参加の承認を受けた団体が申請様式に記載された事項に変更があった場合には、速やかに電子メール又は書面をもって届け出ることとする。

附則 この基準は令和8年7月22日より施行する。